

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月18日
【会社名】	日東工器株式会社
【英訳名】	NITTO KOHKI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小武 尚之
【本店の所在の場所】	東京都大田区仲池上二丁目9番4号
【電話番号】	03(3755)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 管理統轄 近藤 朋士
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区仲池上二丁目9番4号
【電話番号】	03(3755)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 管理統轄 近藤 朋士
【縦覧に供する場所】	日東工器株式会社 大阪支店 (大阪市東成区深江北二丁目10番10号) 日東工器株式会社 名古屋支店 (名古屋市瑞穂区田辺通一丁目3番) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月16日開催の当社第59回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年6月16日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金19円 総額403,717,263円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月17日

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役として、御器谷俊雄、小武尚之、近藤朋士、西田豊、高田洋子、白井敦、石澤正光、森憲司、新井一成、中川康生、小見山満の11氏を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、鷲尾俊一氏を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、浅井万富氏を選任する。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役市川光夫氏に対し、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会の決議によることに一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	無効(個)	決議の結果	
					賛成比率	可否
第1号議案	180,931	4,660	0	3	96.28%	可決
第2号議案						
御器谷 俊雄	179,116	6,475	0	3	95.32%	可決
小武 尚之	182,815	2,776	0	3	97.28%	可決
近藤 朋士	183,330	2,261	0	3	97.56%	可決
西田 豊	183,330	2,261	0	3	97.56%	可決
高田 洋子	183,321	2,270	0	3	97.55%	可決
白井 敦	183,290	2,301	0	3	97.54%	可決
石澤 正光	184,671	920	0	3	98.27%	可決
森 憲司	184,632	959	0	3	98.25%	可決
新井 一成	184,657	934	0	3	98.26%	可決
中川 康生	183,540	2,051	0	3	97.67%	可決
小見山 満	184,949	642	0	3	98.42%	可決
第3号議案						
鷲尾 俊一	185,315	276	0	3	98.61%	可決
第4号議案						
浅井 万富	185,353	238	0	3	98.64%	可決
第5号議案	167,393	16,143	2,054	3	89.08%	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

1. 第1号議案および第5号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
2. 第2号議案および第3号議案ならびに第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
3. 賛成の割合の計算方法は下記のとおりであります。

本総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分)に対する事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上